

# 裁判員裁判 レポート

## ～裁判員裁判の差戻審で 逆転無罪を獲得した事例～

当会会員 土岐 俊太 (68期) ●Shunta Doki

当会会員 大下 真 (68期) ●Makoto Oshimo

当会会員 金丸 由美 (63期) ●Yumi Kanamaru

当会会員 柴田 勝之 (47期) ●Katsuyuki Shibata



イラスト 高橋 尚子 (当会会員)

東京弁護士会会員 (本稿執筆時)

増田 慧 (62期) ●Kei Masuda

### 1 はじめに

本件の公訴事実は、被告人（60代・シンガポール人男性）が、覚せい剤が在中物に隠匿されたキャリアケースを日本に持ち込み、覚せい剤を密輸したというものである。被告人が違法薬物の認識を争ったのに対して、差戻前第一審（以下、単に「第一審」という。）の裁判員裁判では有罪となったが、控訴審では訴訟手続の法令違反により破棄差戻しとなり、差戻後の裁判員裁判では無罪となり確定した。

### 2 差戻審に至る経緯

詳細については「裁判員裁判レポート～釈明義務違反により裁判員裁判の有罪判決を破棄差戻した事例～」（本誌2016年6月号44頁以下）を参照されたい。

#### 1 第一審

検察官は、在中物の内容等の間接事実から、被告人に違法薬物の未必的な認識があったことは明らかと主張した。被告人は、Wという人物から贈り物の運搬を依頼されたもので、違法薬物の認識はなかったと述べ、弁護人は、被告人がW以外の多数の詐欺師らにも多額の金を騙し取られている騙されやすい人物であ

る上、被告人は完全にWを信じ込んでおり、Wが自分を騙して違法薬物を運ばせているとは気付くことができない心理状態にあったと主張した。判決は、ほぼ検察官主張どおりの事実認定により有罪とした。

#### 2 控訴審

第一審判決は、被告人がWとは別の詐欺師に対して「作り話はもううんざりだ。」等と述べたメール（以下、「本件メール」という。）を、被告人がWに対する疑念を述べたものと誤解し、「被告人がWを信じ込んでいたために違法薬物に気付かなかった」という弁護人主張を排斥する理由としていた。この点について控訴審裁判所は、本件メールの趣旨について当事者に説明を求めないまま根本的に誤解して結論を出した原審の訴訟手続には法令違反（釈明義務違反）があったとして、原判決を破棄差戻した。

### 3 差戻審

第一審における検察官の立証は、従来の裁判例に照らすと、薬物密輸の否認事件における間接事実からの立証として十分なものとされる可能性が高いとも思われ、控訴審が指摘した釈明義務違反の是正だけでは差戻審での

無罪獲得には不十分ではないかと思われた（そのため検察官の戦略は、第一審の立証構造をできるだけ変えないというものであったと思われる）。そこで弁護人としては、控訴審判決でも「中心的立証命題」と指摘された「被告人がWを信じ込んでいたために違法薬物に気付かなかった」ことを差戻審裁判所に理解してもらおう主張・立証に尽力した。

## 1 第一審で取り調べた証拠の更新

第一審で取り調べた証拠の取扱いについては、裁判官・裁判員の交代による公判手続の更新（刑訴法315条、裁判員法61条）としての職権取調べ（刑訴規則213条の2）（以下、「証拠の更新」という。）によることとなった。

### (1) 更新の方法

証拠の更新の方法は、書証・物については第一審と同様の朗読・展示、人証についてはDVD再生を原則とした。

当初、裁判所が提案した審理スケジュールは、第一審の証拠の更新を第一審と同様のスケジュール（3日間）で行い、4日目に差戻審で新たに採用された鑑定人尋問と被告人質問を行うというもので、弁護人としては逆転のポイントとなる上記尋問・質問に十分な時間が取れない懸念があった。そのため、第一審の弁護側証人のうち重要性が低いものについては尋問調書の朗読（同時通訳）にすることで時間を節約し（実際の尋問は逐次通訳であったためDVD再生の約半分の時間で済むことになる）、3日目に捻出した時間を被告人質問の一部（鑑定人尋問前でも可能な部分）に充て、4日目に鑑定人尋問と残りの被告人質問を行うことにした。

なお、尋問調書の朗読は、裁判所の提案により、証人発言部分を証人役の弁護人が行うほか、両当事者と裁判所がそれぞれの発言部分を朗読するという、その場で証人尋問が日本語により（実際の証言は英語）行われているのに近い方法で行った。この方法は珍しかったようで新聞でも報道された。

4日目の被告人質問では、裁判所からの補充尋問が10分の予定のところ1時間以上にわたり行われたので、上記工夫により被告人質問の

時間を十分に取った意味はあったと思われる。

### (2) メールを取扱い

控訴審判決で原判決破棄の理由となった本件メールについては、破棄理由（釈明義務違反）から立証趣旨の釈明等を経て更新する方法も考えられたが、裁判所は、分かりやすい審理のために本件メールをそもそも更新しない意向を示し、両当事者も了解した。

さらに、弁護人は、第一審判決の誤りの根本原因は、被告人がWを含む詐欺師らとやりとりした数百通のメールの一部のみを断片的に採り上げた、本件メールを含む統合捜査報告書（本誌2016年6月号45頁参照。以下、「本件報告書」という。）を取り調べたことにあり、本件メール以外のメールにも誤解の危険性があるので、本件報告書は全て更新しないか、誤解を防ぐために前後のメールを追加で取り調べるべきと主張した。

しかし、本件メール以外の本件報告書記載メールの大部分は、検察官が更新しないことに異議を述べたため（刑訴規則213条の2第3号但書参照）更新され、弁護人からの前後のメールの証拠請求は却下された。

### 2 新たな証拠請求

検察官が差戻審における新たな主張立証はないとしたのに対して、弁護人は「被告人がWを信じ込んでいたために違法薬物に気付かなかった」ことを立証するため、鑑定請求（下記4）を含む新たな証拠請求を行った。

しかし、裁判所は、新たな証拠請求について、第一審の公判前整理手続で請求できなかった「やむを得ない事由」（刑訴法316条の32第1項）を厳格に求める立場に立ち、差戻審で初めて開示された報告書（下記3）以外は「やむを得ない事由」なしとして却下した。

### 3 証拠一覧表

2016年12月施行の改正刑訴法に基づき証拠一覧表の交付を受けたところ、第一審の証人であった税関職員の報告書（刑訴法316条の15第5号の類型証拠）の未開示が判明したため、刑訴法328条の自己矛盾供述として取調べを請求し採用された。なお、検察官によると、この報告書については、重要性（刑訴法316条の

15柱書)がないので不開示に何ら問題はなく(弁護人としては刑訴法328条で採用される証拠に重要性がなかったことはあり得ないと考えている)、第一審の類型証拠開示請求に対する不開示の理由(刑訴規則217条の24)を「重要性なし」ではなく「存在しない」とした理由は当時の検察官が記憶していないので不明、とのことであった。

証拠開示については任意でも幅広く開示するので弁護人はあまり神経質にならないでほしいというのが検察庁の姿勢であるが、特に事実を争う事件については刑訴法上の証拠開示請求や求釈明をしっかりと行っていくべきことを再認識させられた。

#### 4 鑑定

##### (1) 鑑定請求から採用まで

控訴審では、「被告人がWを信じ込んでいたために違法薬物に気付かなかった」ことを立証するため、本件当時の被告人の心理状態について臨床心理士の意見書を入手し、その際に臨床心理士から知的要因の可能性も示唆されたため、知的・心理的要因に関する鑑定を上記意見書とともに証拠請求をしたが却下された。

差戻審では、面会時間(上限30分)と検査環境(アクリル板越しであるため道具の使用不可)の制約の下で実施可能な知能検査を別の臨床心理士に実施してもらい、「軽度の知的障害の可能性が疑われる」との意見書を入手し、控訴審で請求した意見書とともに証拠調べ請求書に添付して鑑定を請求した。

検察官は、①第一審で主張されなかった新たな主張を認めるべきではない、②第一審で請求しなかった「やむを得ない事由」は認められない、③故意の有無という事実認定に心理鑑定を用いること自体が不相当である、として鑑定請求の却下を求めた。

裁判所は、弁護人の鑑定請求は「やむを得ない事由」がないとして却下したものの、職権で以下の鑑定を採用した。

##### (2) 鑑定事項

鑑定事項は、①犯行時の被告人の知的障害の有無および程度、②犯行時の被告人の知的

能力(認知能力、推理能力、論理的思考能力を含む)の程度、③知的障害ないし知的能力の低下があった場合、どのような能力に、どのような低下が認められるか、となった。

これは、弁護人が述べた、「知的障害」に限定せず「知的能力の低さ」も含めるべき、また知的能力のうち特に本件に関連すると考えられる能力を例示すべき、という意見を反映したものであるが、責任能力の鑑定と同様に「違法薬物の認識に対する影響の度合いおよび機序」についても鑑定事項としてほしい、との意見は、裁判所の判断事項に直結するという理由で反映されなかった。

##### (3) 鑑定メモ

鑑定メモの主文は、被告人に知的障害はなく、知的能力にも問題はなかったというものであった。もっとも、理由部分には、被告人は、視覚性の抽象的推理(目で見たことから論理的に考える)や計算が不得意である旨が述べられていた。また、「鑑定事項ではないものの特記すべき意見」として、被告人には、①感情が高ぶった際に注意力や判断力が偏る、②「騙された」ことへの否認(心理学上の概念)が強く、Wに対しては特に強い、③他人を信じやすく騙されやすい側面がある等の心理学的特徴があるとのことであった。

##### (4) 鑑定人尋問

検察官は、心理学的特徴は鑑定事項でないので鑑定人尋問の対象とすべきではないと主張した。これに対し、弁護人は、心理学的特徴が本件に与えた影響も含め、尋問の対象とすべきと主張した。裁判所は、心理学的特徴についての尋問は制限しないが、鑑定事項である知的能力も含めて、本件に与えた影響は裁判所が判断すべきであるとして、尋問を制限した。

そのため、弁護人からの尋問の際には、被告人が実際に間違えた問題を示して尋問し、被告人の推理能力や計算能力が障害(日常生活に支障があるレベル)とまではいえなくてもかなり低いと裁判員に感じてもらえるように工夫した。また、知的・心理学的特徴について、日常生活の具体的な事例を用いて分か

りやすく説明してもらい、本件への影響を裁判員が判断しやすいように努めた。

なお、鑑定事項ではなかった心理学的特徴が無罪判決の大きな理由になったと見受けられたため、判決後の反省会で弁護人が、心理学的特徴を鑑定事項から外したのは適切でなかったのではないかと述べたところ、裁判所は、責任能力以外の鑑定について鑑定事項を適切に設定することは難しく、専門家である鑑定人は鑑定事項に係わらず重要な点は指摘するはずである、とのことであった。

#### 5 冒頭陳述および弁論

冒頭陳述では、「被告人は『密輸犯人』か、それとも騙された『詐欺被害者』か」というシンプルな2択を提示した。その上で、被告人がWを信じ込んだ経緯の説明および知的・心理学的特徴の紹介に注力した。

弁論は、鑑定で明らかになった知的・心理学的特徴を中心に、被告人の違法薬物に対する認識を阻害する事実を強調した。

冒頭陳述・弁論については事務所内でリハーサルを3回行い、論旨の明確化に加え、話し方に強弱をつけたり、重要な点は繰り返したりするなど、裁判員が退屈せず、かつ、分かりやすくなるよう工夫した。

#### 6 判決

差戻審判決は、被告人が主張する事実経過は、常識的に見る限り、およそ信用に値するようなものとはいえないが、被告人の言動の内容、その心理学的特徴に加え、多額の詐欺的な被害に遭っていることなどに照らすと、被告人がWの話信じ込んでいたと認めるほかないとした上で、検察官が主張する間接事実の推認力を否定して無罪とした。

## 4 終わりに

### 1 間接事実から違法薬物の認識を立証する事案における鑑定

薬物密輸の否認事件では、検察官は間接事実から被告人の認識を立証し、被告人側の主張・立証により「合理的な疑い」が生じるかが争点となるのが一般的である。

本件は、差戻審判決も指摘するとおり「被告人が主張する事実経過は、常識的に見る限り、およそ信用に値するようなものとはいえない」事案で、同様の理由で被告人の主張が斥けられる有罪事案は少なくない。しかし、知的能力に問題のない裁判官・裁判員が、様々な事実が判明した後に客観的な第三者の視点で見た場合にはそのように見える事案でも、事件当時の被告人が、何らかの知的・心理的要因によって「常識的には信用に値しない」密輸組織の話信じてしまうことはあり得るから、否認事案においては鑑定を検討すべきと思われる。

### 2 多数の弁護人による弁護活動

筆者らが所属する法律事務所には、裁判員裁判に関心を持つ弁護士約70名からなる研究会があり、差戻審では総勢11名の弁護団を結成していた。本件では控訴審で破棄理由となった英文メールの解析や、差戻審で無罪の理由となった知的・心理的要因にかかわる調査等に、第一審のような2名の国選弁護人だけでは対応が難しかったと思われる多大な労力を費やしており、多数の弁護人による組織的な弁護活動が無罪判決につながったと思われる。

42